

「長久手市子ども・子育て会議」の役割について

子ども・子育て支援法で定められた「長久手市子ども・子育て会議」の役割（所掌事務）は次のとおりです。

「子ども・子育て支援法」に定める事務【第72条第1項各号】

- 1 「子ども・子育て支援事業計画」の策定・変更に際して意見を述べること。
【法第72条第1項第3号】

→ 計画と実態とが大きく乖離した場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

- 2 長久手市の子ども・子育て支援施策の推進に関し必要な事項、施策の実施状況について調査審議すること【法第72条第1項第4号】

→ 長久手市の子ども・子育て支援施策の実施状況の確認などを通じて、計画の管理・評価を行います。

- 3 特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）及び特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）の利用定員の設定に関して意見を述べること【法第72条第1項第1号、第2号】

→ 各施設・事業の利用定員を新たに設定する場合にご意見をいただきます。

その他必要に応じて、長久手市の子ども・子育て支援に関するご意見等をいただきます。